

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会  
第8回産業火薬保安ワーキンググループ・第8回煙火保安ワーキンググループ  
(合同開催)  
議事概要

日 時：平成31年2月28日（金）10：00～11：20

場 所：経済産業省別館3階312号会議室

出席者：(委員) 新井座長、三宅座長、飯田委員、狩山委員、熊崎委員、河野委員、  
佐久間委員、高橋委員、中山委員、日吉委員  
(事務局) 米田大臣官房審議官、白井鉦山・火薬類監理官、  
小泉火薬専門職、吉田課長補佐、奥本火薬類保安対策官

(1) 火薬類の技術基準等の見直しについて

事務局より、資料1、資料2、資料2-1、資料2-2について説明。

①：廃棄の技術基準等の見直しについて

(委員)

- ・ スマート化（技術基準に係る省令改正）に関し、省令改正のスケジュールは、いつ頃になる見込みか。また、改正する際は、製造、貯蔵、消費等について、それぞれ改正する予定なのか。それとも纏めて改正する予定なのか。

(事務局)

- ・ 具体的なスケジュールをご提示することは難しいが、鋭意作業をしているところ。
- ・ 改正方法は、纏めて改正することも含め検討していきたい。

(委員)

- ・ 坑内発破における込物の提案について、坑内以外は対象外という理解で良いか。

(事務局)

- ・ そのとおり。

②：安定度試験の見直しについて

(委員)

- ・ 資料2の安定度試験について、硝酸エステルを含有しない爆薬は「その化学構造から自然発火することなく」とあるが、硝酸エステルではないものが自然発火しない化学構造であると言えるか。

(事務局)

- ・ 「硝酸エステルを含有しない爆薬」は、法制定当時、強酸が残存すると酸による

分解が起こりえるとの懸念から安定度試験を義務付けたものだが、強酸が残存していたとしてもその量は限定的であり、強酸により分解されたとしても局部的で、自然発熱によって自然発火に至るまでの温度上昇が考え難いことを根拠にしている。

(委員)

- ・ 指摘のとおり、塩酸カリウムなど硝酸エステルを含まなくても自然発火する物質も存在する。他方、今回議論しているのは安定度試験で評価する窒素酸化物を出すような自然発火であり、自然発火の定義を限定してはどうか。

(座長)

- ・ 修正内容については、本日の議論の趣旨を踏まえて、事務局と調整し、最終的な確認を私に一任くださるようお願いしたい。

(委員)

- ・ 火薬類の耐熱試験にかかり、検知管試験の閾値を決定する際に、95%信頼区間を使っているのはなぜか。安全を考える上では、一番下位の数値を見るべきでは無いか。

(事務局)

- ・ 一般的な統計手法として95%信頼区間を使用したもの。また、もともとバラつきのある試験の代替方法として検知管での試験を提案するものであるため、95%に含まれる範囲を取る形で良いと考えている。

(2) 今年度実施した施策について (報告事項)

事務局より資料3、4について説明 (特段の質疑なし)

(3) 平成31年度火薬類保安対策事業について (報告事項)

事務局より資料5について説明 (特段の質疑なし)

(4) その他

座長より、本合同WGで議論をした内容は、3月8日の火薬小委員会に諮り、検討を行うこととしたい旨説明があり、了承された。

お問合せ先

経済産業省産業保安グループ鉾山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565